

基準 7 学生支援等

【基準 7 の記述に関する注釈】

以下、株式会社東京リーガルマインドを「当社」、LEC 東京リーガルマインド大学総合キャリア学部と LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科 会計専門職専攻を含む LEC 東京リーガルマインド大学全体を「本学」、LEC 東京リーガルマインド大学総合キャリア学部を「学部」、LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科 会計専門職専攻を「会計大学院」または「本会計大学院」という。

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

授業科目や専門、専攻の選択に関しては、セメスター毎に「オリエンテーション&履修説明会」を実施している。「オリエンテーション&履修説明会」では、シラバス・授業時間割・履修指導要項等、履修に必要な資料を配布するとともに専任教員と教務部職員から必要事項を説明している。実施日程については、学生の大半（平成 22 年度においては在学生の約 8 割）が現職を有する社会人であることに配慮し、平日夜間および土曜日の複数日程で開催している。

平成 22 年度 [前期] 新入生オリエンテーション&履修説明会実施日程

平成 22 年 4 月 2 日（金）19:00～20:00

平成 22 年 4 月 3 日（土）14:00～16:00

（出典 2010 年度 前期（新入生用）履修指導要項表紙より抜粋）

資料 1-2-①-1

また、各セメスターの履修申請期間に学生相談会（履修個別相談）を設け予約制で学生からの個別相談も受付けている。

学生相談会（履修個別相談）実施概要

（出典 2010 年度 前期（新入生用）履修指導要項 P. 3）

資料 1-2-①-1

【分析結果とその根拠理由】

授業科目や専門、専攻の選択に関しては、セメスターごとに「オリエンテーション&履修説明会」および学生相談会（履修個別相談）を制度化している。また、学生の大半が現職を有する社会人であることに配慮し、「オリエンテーション&履修説明会」は平日夜間および土曜日の複数日程で開催し出席できる機会を多く設け、学生相談会（履修個別相談）は学生個々の都合に合わせて予約制で実施している。

以上のことから授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行

われているか。

【観点に係る状況】

本会計大学院においては、学習支援を以下の通り実施している。

① 定期的な学生相談会（履修個別相談）

学生相談会は、履修指導、学習相談、学生生活上の相談または将来のキャリア構築についての相談を目的として、学生の任意参加で実施している。これは、教職員が、学生個々人の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。相談期間は、各セメスターの履修申請期間に合わせて設定している。平成21年度は、4月と9月に実施した。担当の教職員は、現職を有する社会人の学生に配慮し、平日は22:00まで対応した。

② メール相談サービスの実施

メール相談サービスは、電子メールにより、履修指導や学習相談等に応じるものである。本会計大学院の学生の大半が現職を有する社会人であることに配慮し、24時間受付可能な体制で実施している。担当の教職員が、電子メールによる対応よりも直接面談することの方が適切であると判断した場合には、学生の事情を鑑みつつ適宜直接面談を実施している。

メール相談サービス

履修上の疑問や院生生活の悩みなどを相談できます。会計大学院在院生専用サイトよりアクセスしてください。

アドレス : <https://regist.lec-jp.com/accounting/student-only.shtml>

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧P. 6より抜粋)

資料1-2-①-2

【分析結果とその根拠理由】

学生相談会、メール相談サービスは、学生便覧・履修指導要項に内容を掲載した上で各セメスターで実施される「オリエンテーション&履修相談会」で学生に説明しており、学生には周知されている。

また、いずれの相談も学生からの個別相談を受け、その案件に応じて助言・指導、回答をする制度として実施しており、学生個々のニーズを汲み取りフィードバックするシステムとして機能している。

学生相談会、メール相談サービスともに時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、現職を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルに対応できる利点を有している。相談方法は、利用する学生が面談形式（学生相談会）とメール形式（メール相談サービス）を自由に選択できるようにしており、相談の内容や緊急性に応じて使い分けができるようにしている。また、相談できる内容を限定しておらず、授業科目ごとの学習指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談にも活用している。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

観点7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本会計大学院においては、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制として、以下の通り整備を行っている。

<留学生受け入れのための支援体制>

留学生については、学生部に留学生課を設置し、留学生固有の各種手続きについて受け入れ体制を整えている。もっとも、平成 22 年 5 月 1 日現在、留学生の受け入れ実績はない。

<社会人学生受け入れのための支援体制>

本会計大学院では、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他資格試験合格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定していることから、社会人学生の履修に配慮し、平日夜間と土日に授業を実施している。その他、「欠席フォロー制度」と「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により社会人学生を受け入れるための支援体制を充実させている。

○「欠席フォロー制度」

本会計大学院では、教育課程中の基本科目と発展科目については原則、毎回の授業内容をメディア（DVD）収録しており、仕事の都合により授業を欠席した場合の補習を、学生各人の都合に合わせて予約制で利用できる制度である。もちろん履修上の出席扱いにはならないが、欠席した場合の補習としての利用ばかりでなく、出席した授業の復習が何度でも行えるという点で利便性が高い制度である。

欠席フォロー制度の利用について

(出典 2010 年度 前期 (新入生用) 履修指導要項 P. 9、10)

資料 1-2-①-1

○「長期履修学生制度」

「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」（長期履修学生制度規則第 2 条）である。標準修業年限で履修する学生と比べ、授業料の増額はなため、学生の経済的支援としての性格も有する制度である。なお、本制度施行（平成 18 年 4 月 1 日）から平成 22 年 5 月 1 日までの期間に 16 名が長期履修学生制度の適用を受けている。

長期履修学生制度

(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 31)

資料 1-2-①-2

長期履修学生制度規則、「長期履修学生制度利用申請書」、「長期履修期間変更申請書」

(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.39-43)

資料 1-2-①-2

○「メール相談サービス」

メール相談サービスは、電子メールにより、履修指導や学習相談等に応じるものである。制度の詳細については、観点 7-1-②で述べたとおりである。

<身体に障がいのある学生受け入れのための支援体制>

身体に障がいのある学生の受け入れに関する本会計大学院の現状は、以下の通りである。本会計大学院の校舎には全てエレベーターが完備されている。よって、足に障がいを持つ学生については、現状においても受け入れが可能である。また、授業の板書に関しても、本会計大学院のティーチング・アシスタント (TA) がノートテイカーとして、その役割を果たしうる状況にある。なお、実際に障がい者を受け入れるとなれば、介助者を配置、履修上の特別措置の制度化等、制度面、人的支援の面で対応に努める。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を行うことを必要とされる学生のうち、留学生、身体に障がいのある学生は、平成 22 年 5 月 1 日現在、受入実績はないが、受け入れ体制は整えている。

学生の半数以上を占める社会人学生については、①授業に欠席した場合の「欠席フォロー制度」、②現職を有する等の理由で、修業年限内での履修が困難な学生が、修業年限を延長できる「長期履修学生制度」、③24 時間相談が可能な「メール相談サービス」など多様な学習支援を実施しており、それぞれの制度が有効に機能している。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要とされる学生に対して適切な学習支援が行われていると判断する。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本会計大学院では、学生の自主的学習環境について以下の通り整備している。

① 大学院専用自習室・ロッカー

学生が自由に学習できる施設・設備として、ロッカーを併設した大学院生専用自習室 (席数：70 席) を完備している。また、自習室内にはメディア視聴席 (2 席) を設置しており、欠席した授業の視聴や視聴覚教材の視聴も可能にしている。

併設のロッカーは、各自の暗証番号で開閉できるダイヤルロック式のタイプを全学生に 2 個ずつ無料で貸与している。自習室の利用時間は、平日・祝日 (8:00~22:00)、土曜 (8:30~21:00)、日曜 (8:30~20:00) としている。

各種施設の紹介

(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 7)

資料 1-2-①-2

② PC・プリンター・コピー機の設定

学生にはインターネットなどを自由に利用できるPCを図書館に6台、進路支援センターに4台設置している。プリントアウトおよびコピー機使用については、授業の提出物・発表資料などであれば無料で利用できる。

コピー・プリントアウト

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.15)

資料1-2-①-2

【分析結果とその根拠理由】

専用自習室は、授業時間前後に学生が使用することが多いため、主に授業教室として使用する校舎に移設し、移動の利便性を良くした(平成22年3月1日)。利用時間は、授業時間を考慮して平日夜、土曜、日曜日でも利用できるよう設定している。ロッカーは、主に教材を保管する用途で使用することから自習室に設置し、利便性を良くするとともに、学生1人に2個を貸与しており十分なスペースを提供している。

学生が常時利用できるPCは10台であり、現状は十分であるが、今後学生数が増加した場合は、適宜増設を検討していく予定である。プリントアウト、コピーについても授業関連のものについては無料で対応しており、学生の経済的負担を軽減している。

以上のことから、自主的学習環境については十分に整備されていると判断する。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本会計大学院には、大学公認の課外活動団体は存在していないが、学生の心身の健康を保持、増進するための相談・支援体制については、次の通りサポート体制を整備している。

① 学校医とメンタルヘルス相談窓口の設置

学生の健康管理のため、毎年4月に定期健康診断を実施しているほか、外部委託によるメンタルヘルス相談窓口の設置や学校医(本学が提携している医療機関)の提携を行っている。

定期健康診断・学校医

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.24)

資料1-2-①-2

ところと身体健康相談

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.25)

資料1-2-①-2

② スポーツ施設(すぼすた ちよだ)

本学は、千代田区が運営する「すぼすた ちよだ」の法人会員として契約し、学生には、無料で利用できるスポーツ施設として開放している。当施設は、交通の便の良い都心(JR 神田駅から徒歩5分)に立地している。利用可能施設もプール・トレーニングルーム・スタジオプログラム(ヨガ、エアロビクスなど)・各種競技場などとなっており、個人利用できる施設・プログラムが充実している。利用したい学生は、学生課

窓口で1日利用チケットを受け取るだけで自分の都合の良い日程で全ての施設の利用が可能である。平成21年度は本学全体で203件の利用実績がある。

スポーツ施設 (すぼすた ちよだ)

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧P. 8、9)

資料1-2-①-2

【分析結果とその根拠理由】

学校医は、定期健康診断や急患の診断など健康管理の中心を担い、メンタルヘルス相談窓口は、24時間受け付けの相談サービスとして補完的な役割を果たしている。

また、学生の健康増進とリフレッシュの観点から、スポーツ施設 (すぼすた ちよだ) を開放している。スポーツ施設については、個人利用できる施設・プログラムの充実と学生の都合に合わせて利用できるチケット制の導入により、課外において余暇を有効に活用できるよう配慮している。

以上のことから、課外における学生の心身の健康を保持、増進するための相談・支援体制は適切に行われていると判断する。

観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本会計大学院では、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を以下の通り整備している。

<健康に関する相談・助言体制>

学生の健康に関する相談・助言は、学校医 (本学が提携している医療機関) と外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口で行っている。

学校医は、毎年4月に実施している定期健康診断、学内で体調不良者が出た場合の診断・治療、学生の健康に関する相談について担当している。学内に常駐していないが、キャンパスから徒歩3分の立地にあり緊急時にも十分に対応が可能である。学内に体調不良者が出た場合は、容態に応じて職員が学校医に連絡し、必要があれば同行している。

外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談は、まずは電話かメールでの相談の後、必要に応じて面談を行っている。健康相談は、保健士や看護師、栄養士やソーシャルワーカーなどの専門スタッフが対応し、メンタルヘルス相談は、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士などのカウンセリングスタッフが対応している。健康相談・メンタルヘルス相談共に年中無休24時間受付可能となっている。平成21年度 (平成21年4月～平成22年2月) の本学全体の利用実績は、健康相談6件、メンタルヘルス相談29件である。

学校医・こころと身体の健康相談

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧P. 24-26)

資料1-2-①-2

<進路に関する相談・助言体制>

本会計大学院は、学生の進路指導を専門に行う「進路支援センター」を設置している (「進路支援センター」

は学部との共通機関である)。この「進路支援センター」には、専従職員が配置されており、学生は、修了後の進路に関する助言や指導を求めることが可能である。「進路支援センター」には、企業等からの求人情報が揃えられていることはもとより、就職に関する書籍が 100 冊程度、面接対策等に関するビデオ 20 本がそれぞれ用意されており、学生が随時閲覧・視聴できるようになっている。センター内には、インターネットに接続された PC 4 台が設置されており、学生は就職・進学に関する情報収集として自由に使用することができる。「進路支援センター」の利用時間は、平日（9：00～18：00）である。また、「進路支援センター」は、当社の人材紹介部門とも適宜連携し、会計専門職の求人情報などの提供を受けている。

進路支援センター	
(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 7)	資料 1-2-①-2
(出典 2010 年度 前期 (新入生用) 履修指導要項 P. 10)	資料 1-2-①-1

<各種ハラスメントに関する相談・助言体制>

本学は、全ての構成員（学生と教職員）を対象とする「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント対策委員会を設置している。事務局は、学生部が担当しており、ハラスメント防止の啓発活動や再発防止策の実施等を行っている。

相談窓口として、平成 19（2007）年度より公益通報・相談窓口を設置している。公益通報・相談窓口は、教育研究に伴う不正行為の早期発見を促し、重大な問題を未然に防ぐことを目的に、本学全ての学生と教職員が利用でき、副学長または外部の弁護士に直接通報・相談できるものである。

LEC 東京リーガルマインド大学ハラスメントの防止等に関する規程	
公益通報・相談窓口利用規定	
(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 52-57)	資料 1-2-①-2
LEC 大学公益通報・相談窓口のご案内	
(出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 29)	資料 1-2-①-2

上記の健康相談・メンタルヘルス相談窓口、進路相談窓口、ハラスメント等相談窓口および諸規程は学生便覧に掲載し、本会計大学院ウェブサイトで公開している。「オリエンテーション&履修説明会」においても学生に案内しており、周知に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

健康管理においては、学校医が定期健康診断、急患の診断・治療、学生の健康相談など中心的な役割を果たし、健康相談・メンタルヘルス相談窓口が 24 時間受け付け可能な相談サービスとして補完的な役割を担っている。

進路相談については、進路支援センターが就職に関する情報提供と相談に対応できる体制となっており、適切な助言・指導を行っている。利用時間は、平日の 9：00～18：00 であるが、平日夜間、土曜、日曜でも、予約のうえ、個別に相談を行うことができる。本会計大学院の学生の大半（平成 22 年度においては在学生の約 8 割）が現職を有する社会人であるため、現在のところ、進路支援センターの利用は少数に留まっているが、今後の学生の状況を見ながら、より効果的な進路支援のあり方を検討していく必要がある。各種ハラスメントに関する相談については、学内規程を整備したうえで専用の相談窓口を設け適切な運用が行われている。

上記全ての相談窓口について学生便覧・履修指導要項に掲載し、各 Semester で実施している「オリエンテーション&履修説明会」にて学生への周知に努めている。

以上のことから、今後の学生の状況を見つより効果的な進路支援のあり方を検討して必要はあるが、学生の健康相談、進路相談、ハラスメントの相談のための体制が整備され、機能していると判断する。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】

留学生については、学生部に留学生課を設置し、留学生固有の各種手続きについて受け入れ体制を整えているが、平成 22 年 5 月 1 日現在、留学生の受け入れ実績はない。

身体に障がいのある学生についても、平成 22 年 5 月 1 日現在、受け入れ実績はないが、実際に障がい者を受け入れるとなれば、介助者を配置、履修上の特別措置の制度化等、制度面、人的支援の面に対応に努める。

【分析結果とその根拠理由】

留学生、障がい者ともに具体的な受入事例はないが、受け入れ体制は適切に整備されていると判断する。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本会計大学院は、学生への経済面の援助について以下の通り整備している。

① 奨学金制度

本会計大学院では、奨学金制度として独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度を利用可能としている。教育訓練給付制度は、雇用保険の加入者を対象とした給付制度であり、全学生の半数以上が職業を有する学生である本会計大学院では経済支援として有効な給付制度である。

日本学生支援機構奨学金は、平成 21 年度在学学生 31 名のうち第一種・第二種合わせて 15 名が貸与を受けている（平成 22 年度は 5 月 1 日現在、学内推薦者を選考中である）。教育訓練給付制度は、本年度（平成 22 年 5 月 1 日現在）在学学生 83 名のうち 30 名が適用を受けている。

奨学金制度・教育訓練給付制度

（出典 2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧 P. 21）

資料 1-2-①-2

② 長期履修学生制度

「長期履修学生制度」は、「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」（長期履修学生制度規則第 2 条）であり、長期履修学生制度の利用を願い出ることができる者を、「①在職者（臨時雇用を含む。）であって、著しく学習時間の制約を受ける者、②家事、育児、介護等に従事している者であって、著しく学修の制約を受ける者、③その他研究科において長期履修学生制度を利用する相応の理由があると認める者」

(長期履修学生制度規則第3条)としており、学生生活支援の一環としても位置づけている。また、「長期履修期間の年間授業料は、規定の授業料に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修期間として許可された在学年限数で除した額とする」(長期履修学生制度規則第8条)としており、標準修業年限で学修する学生と比べ授業料の増額はないため、学生の経済的支援としての性格も有する制度である。なお、平成21年度においては在学学生31名中長期履修学生制度適用者は、8名となっている。

長期履修学生制度

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.31)

資料1-2-①-2

長期履修学生制度規則、「長期履修学生制度利用申請書」、「長期履修期間変更申請書」

(出典 2010年度 LEC 会計大学院学生便覧 P.39-43)

資料1-2-①-2

【分析結果とその根拠理由】

上記の経済的支援制度については、学生便覧に掲載するとともに各セメスターで実施している「オリエンテーション&履修説明会」で十分に学生に周知されている。また、各制度とも一定の利用者があることから学生への経済的支援は適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

長期履修学生制度は、標準年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できること、標準年限で学修する学生と比べ授業料の増額はなことから、主に社会人学生の学修、経済的支援制度として評価できる。また、授業を欠席した場合の補習や出席した授業の復習用として授業をメディア(DVD)で視聴できる欠席フォロー制度は、学生の学修支援制度として有効に機能している。

【改善を要する点】

本会計大学院の学生は、半数以上が現職を有する社会人であるため、現在のところ、進路支援センターの利用は少数に留まっているが、今後は、本会計大学院の学生向けウェブサイトに「進路支援コーナー」を作るなどして、より効果的な進路支援のあり方を検討する必要がある。本会計大学院の学生の大半(平成22年度においては在学学生の約8割)が現職を有する社会人であるため、現在のところ、進路支援センターの利用は少数に留まっているが、今後の学生の状況を見ながら、より効果的な進路支援のあり方を検討していく必要がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

本会計大学院の履修指導は、セメスターごとのオリエンテーション及び履修説明会で確実に実施している。学生相談・助言体制も充実している。また、学生の自主的学習を支援する環境も整備されている。進路・就職に関する相談体制については、今後の学生の状況を見ながら検討していく必要があるが、学生の生活や経済面での援助等に関する相談・助言、支援についても適切に行われている。